

国民年金 年 手続きはお済みですか

20歳になったら国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金へ加入することが法律で義務付けられています。

加入者(被保険者)は、保険料の納付や給付の内容が異なっているために、次の3つの種別に区分されています。

就職や退職、結婚などで国民年金の被保険者の種別が変わる場合は、

その都度届出が必要です。

例えば…

- 学生が就職したとき
(第1号被保険者 第2号被保険者)
- 会社員が結婚して被扶養者になったとき
(第2号被保険者 第3号被保険者)
- 会社員が退職したとき
(第2号被保険者 第1号被保険者)

種別	対象となる方	届出先
第1号被保険者	自営業者・農林漁業者・学生・無職の方など	市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	勤務先で事業主が届出
第3号被保険者	厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方	扶養している配偶者の勤務先経由で届出

保険料を納めることが難しいときは

▽国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。

納付が難しいときは、そのままにせず、必ず市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターで手続きを行ってください。

▽手続きをするメリット

● 保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されません。(納付猶予・学生納付特例は年金額に反映されません。詳しくはお問い合わせください。)

● 保険料の免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

問合せ 市民サービス課年金係

岩見沢年金事務所(9西3)
☎22局5804

制度	内容
保険料免除制度	所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得等が一定額以下の場合など、保険料の納付が免除になります
若年者納付猶予制度	20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得等が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます
学生納付特例制度	学生の方で、本人の前年所得が基準額以下であれば、在学期間中の保険料の納付が猶予されます